

入 札 公 告 （建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 7 月 1 8 日

支出負担行為担当官代理 旭川開発建設部次長 佐野 互

1 工事概要

- (1) 工 事 名 一般国道 3 9 号 上川町 層雲峡道路維持除雪外一連工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

- (2) 工事場所 北海道上川郡上川町・愛別町・比布町

- (3) 工事内容

本工事は、一般国道 3 9 号及び一般国道 2 7 3 号の道路維持、除雪及び道路巡回を実施するほか、一般国道 3 9 号、一般国道 2 7 3 号、一般国道 3 3 3 号及び一般国道 4 5 0 号の散水車による路面清掃を行うものである。

工事延長 L = 1 6 0 . 3 k m

- ・一般国道 3 9 号

L = 4 1 . 9 k m (上川郡上川町日東交差点～上川郡上川町字層雲峡)

※道路巡回、道路維持(草刈、路面清掃、トンネル清掃を除く)、除雪

L = 2 4 . 4 k m (上川郡愛別町字金富橋～上川郡上川町日東交差点)

※散水車による路面清掃のみ

- ・一般国道 2 7 3 号

L = 1 9 . 5 k m (上川郡上川町字層雲峡～上川郡上川町字層雲峡(一般国道 3 9 号・一般国道 2 7 3 号交差点))

※道路巡回、道路維持(草刈、路面清掃、トンネル清掃を除く)、除雪

L = 2 3 . 6 k m (上川郡上川町日東交差点～上川郡上川町字上越)

※散水車による路面清掃のみ

- ・一般国道 3 3 3 号

L = 5 . 4 k m (上川郡上川町字上越～上川郡上川町字上越)

※散水車による路面清掃のみ

- ・一般国道 4 5 0 号

L = 4 5 . 5 k m (上川郡比布町蘭留(比布 J C T)～上川郡上川町字上越(浮島 I C))

※散水車による路面清掃のみ

【主要工種】	【細目】	【数量】
道路維持	巡視・巡回工、道路清掃工、道路施設点検工 冬期対策施設工、応急処理工、廃棄物処理工、仮設工	一式

雪 寒 一般除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、附帯除雪工、
仮設工

一式

(4) 工 期 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

(5) 施工上の制約事項等

- ・ 除雪作業時間は特記仕様書による。

(6) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び当該工事の留意事項（以下「施工計画」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）の試行工事である。

(9) 本工事は、入札書と資料、施工計画の同時提出を行う工事である。

(10) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(11) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監査・検査等の強化を行う試行工事である。

(12) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(13) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等を合意することとする。

イ 本方式の実施方式としては、

(ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、包括的単価個別合意方式を選択したときは、契約締結後14日以内に、発注者が契約締結後に送付する包括的単価個別合意方式希望書に、必要事項を記載

の上、発注者に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(14) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。

(15) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(16) 本工事は、地域維持型建設共同企業体が競争に参加することができる工事である。

(17) 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

(18) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制が未達成の場合または完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取り組みを希望しない場合においても、通期の週休 2 日交替制による施工を行わなければならない。

(19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

(20) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(21) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(22) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者、当該者を構成員とする経常建設共同企業体又は地域維持型建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

また、同一の企業が単体、経常建設共同企業体又は地域維持型建設共同企業体のいずれかの形態をもって同時に入札に参加することは認めない。

地域維持型建設共同企業体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 7 月 18 日付け北海道開発局長）に示すところにより、北海道開発局長から一般国道 39 号 上川町 層雲峡道路維持除雪外一連工事に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体の競争参加資格」という。）の決定を受けていること。

なお、地域維持型建設共同企業体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zj5y.html>

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。
- (2) 北海道開発局における工事区分「維持」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体としての決定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降から公告開始日時点において、次のア又はイの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が当該実績を有すること。

また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、地域維持型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。

なお、当該実績が、北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ア〔同種性が認められる工事〕

北海道内の道路法上の道路における維持工事かつ除雪工事の施工実績を有すること。

注1) 維持工事と除雪工事は同一工事でなくても良い。

注2) 冬期間通行止め区間の除雪作業は除く。

注3) 維持及び除排雪協同組合構成員としての施工実績は認められない。

イ〔より同種性の高い工事〕

北海道内の一般国道における維持工事かつ除雪工事の施工実績を有すること。

注1) 維持工事と除雪工事は同一工事でなくても良い。

注2) 冬期間通行止め区間の除雪作業は除く。

注3) 維持及び除排雪協同組合構成員としての施工実績は認められない。

- (5) 施工計画（工程表、維持除雪作業機械及び運転員配置計画）が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
ただし、現在他の工事に従事している場合は、令和7年10月1日までに当該工事に

配置できる技術者であること。

また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は当該技術者は専任でなければならないが、建設業法第26条第3項第1号の要件を全て満たす場合には他の工事と、建設業法第26条の5第1項の要件を全て満たす場合には営業所技術者又は特定営業所技術者と兼務することができる。兼務に関する詳細は関係法令等によるものとする。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（2級の場合、種別は「土木」に限る）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、監理技術者は1級土木施工管理技士の資格を有すること。また、共同企業体の場合は、各社の構成員全てについて、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

また、地域維持型建設共同企業体については、次に掲げる構成員（代表者でなくても可）が主任技術者又は監理技術者を専任させる場合は、他の構成員が配置する技術者の専任は要しない。

なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。詳細は入札説明書による。

（ア）構成員に工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者を含む場合

建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けており、「一般土木」において構成員の中で最も上位の等級を有する者。

（イ）（ア）以外の場合

「土木工事業」の許可を受けている者。ただし、構成員に「土木工事業」の特定建設業の許可を受けている者が含まれる場合は、その者。

イ 平成22年度以降から公告開始日時点において、次の（ア）又は（イ）の要件を満たす工事の経験を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が当該経験を有していればよい。

また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、地域維持型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。

なお、当該経験が、北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

（ア）〔同種性が認められる工事〕

北海道内の道路法上の道路における維持工事又は除雪工事の施工実績を有すること。

注1）冬期間通行止め区間の除雪作業は除く。

注2）維持及び除排雪協同組合構成員としての施工実績は認められない。

（イ）〔より同種性の高い工事〕

北海道内の一般国道における維持工事又は除雪工事の施工実績を有するこ

と。

注1) 冬期間通行止め区間の除雪作業は除く。

注2) 維持及び除排雪協同組合構成員としての施工実績は認められない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

(8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

なお、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65.0点とする。

ア 単体

北海道開発局発注工事で、令和4年度及び令和5年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が65.0点以上であること。

また、当該年度の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が65.0点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、平成30年度及び令和元年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点が65.0点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成28年度及び平成29年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均が65.0点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成26年度及び平成27年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均が65.0点以上であること。

イ 共同企業体

北海道開発局発注工事で、令和4年度及び令和5年度に完成した工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65.0点以上であること。

また、当該年度の受注実績がない構成員は、令和2年度及び令和3年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65.0点以上であること。過去4年度の受注実績がない構成員は、平成30年度及び令和元年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65.0点以上であること。過去6年度の受注実績がない構成員は、平成28年度及び平成29年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65.0点以上であること。過去8年度の受注実績がない構成員は、平成26年度及び平成27年度に完成した工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65.0点以上であること。

(9) 当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと（共同企業体の場合は、当該者を構成員に含めないこと。）。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照）。

(11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店が所在す

ること（共同企業体の場合は、全構成員が所在すること。）。

- (12) 同一の有資格者が、単体と共同企業体等の構成員、又は複数の共同企業体等の構成員として重複して申請書を提出することはできない。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「監理技術者（専任特例2号）」という。）の配置を認める。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 資料に示された実績により最高39.5点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 企業の施工能力に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ) 配置予定技術者の監理能力について、書面審査及びヒアリングにより3段階の評価を行う（入札説明書参照）。

なお、ヒアリングは状況により中止する場合がある。

(エ) 賃上げの実施表明

ウ 施工計画について、書面審査及びヒアリングを行い、可・不可の判定を行う（入札説明書参照）。

なお、ヒアリングは状況により中止する場合がある。

また、施工計画が不可と判定された場合は、失格とし、競争参加資格なしとして通知する。

エ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

オ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下

回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局旭川開発建設部 契約課 工事入札スタッフ 上席専門官
電話0166-32-2907

(2) 入札説明書及び見積りを行うために必要な公示用設計書並びに図面等の交付期間及び交付方法

令和7年7月18日から令和7年8月26日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書等を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、上記4(1)へ書留郵便又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法

ア 申請書

令和7年7月18日9時00分から令和7年7月29日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

イ 資料及び施工計画

4(4)【入札日時】に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年8月26日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和7年9月17日10時00分から、北海道開発局旭川開発建設部3階第2会議室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 施工計画及び監理能力に対するヒアリングを行う（入札説明書参照）。なお、ヒアリングは状況により中止する場合がある。
- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加
- 上記2(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
- なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (15) 詳細は、入札説明書による。